公有水面埋立法

1.案内情報

手続名 :権利承継の届出

手続根拠 : 公有水面埋立法第 2 0 条 手続対象者 : 公有水面埋立権承継人

提出時期:公有水面埋立権を承継した時から14日以内

提出方法:埋立権承継届出書を作成し、免許権者である都道府県知事又

は港湾管理者に提出してください。

手数料 : なし

添付書類・部数 : 公有水面埋立法施行規則第9条第2項各号で規定する書類

部数については、提出先にお問い合わせ下さい。

申請書樣式 : 埋立権承継届出書

記載要領・記載例 :公有水面埋立法施行規則別記様式第五による。

なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局 又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ

下さい。

2.窓口情報

提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局に

お問い合わせ下さい。

受付時間:同上相談窓口:同上

3 . 手続情報

審査基準 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局

にお問い合わせ下さい。

標準処理機関:同上

不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)